

令和8年度 八幡浜市

生産性向上・収益力強化 支援事業補助金

商工団体による伴走支援で、持続可能な経営体質を構築する

八幡浜市 産業建設部 商工観光課

補助制度の全体像

1/2

補助率

補助対象経費（税抜）の1/2以内

100万円

上限額

※下限額は補助対象経費10万円

公募期間：令和8年4月1日(水)～

※先着順・予算の上限に達し次第終了

補助対象者の5つの要件

- ✓ 市内に事業所または住所を有する法人・個人
- 🤝 八幡浜商工会議所または保内町商工会の会員であること
- 🏭 農林漁業が主たる事業でないこと（※6次産業化事業は対象）
- 💰 市税の滞納がないこと
- 🛡️ 暴力団または暴力団員等でないこと

事業の目的と仕組み



目的

物価高騰の影響下にある中小企業の経営体質の強化と、地域経済の持続的発展。



伴走支援

商工団体による事業計画策定支援を受けながら実施する設備投資を支援。



国・県補助金併用

国・県補助金との併用が可能です。

※補助金の併用については、各補助金の交付条件をご確認ください。

業種別の活用イメージ例

業種	具体的な導入例
製造業	自動化設備の導入による設計・製造工程の効率化
宿泊・サービス業	自動チェックインシステム導入による省人化
食品加工業	食品スライサー導入による生産性向上・省力化
飲食業	真空包装機導入による長期保存可能商品の開発



補助対象外となる経費

- × 土地の購入費、人件費、振込手数料
- × 汎用性が高いもの（パソコン、スマホ、車両等）
- × 農業等の生産活動に直接使用される機械（トラクター等）

商工団体による伴走支援の必須化

申請前の相談が必須条件です

本補助金の申請には、八幡浜商工会議所または保内町商工会による「伴走支援（事業計画の策定支援等）」を受けることが必須です。

-  申請書に支援機関の**確認印**が必要です
-  余裕を持ったスケジュールでご相談ください



申請から補助金受領までのプロセス



▲重要：必ず「交付決定通知書」を受け取った後に事業を開始してください。
決定日より前に着手（契約・購入・工事等）した場合は、補助対象外となります。

申請に必要な提出書類

- 📄 交付申請書（様式第1号）
- 📊 事業計画書（支援機関の確認印必須）
- 📄 収支予算書 & 見積書の写し
- 🏠 市税の滞納がない証明書
- 👤 履歴事項全部証明書（法人の場合）
- 📁 開業届または確定申告書（個人の場合）



お問い合わせ・提出先




八幡浜市 産業建設部 商工観光課

〒796-8501
八幡浜市北浜一丁目1番1号

 **0894-22-3111**

受付：平日 8:30～17:15
Email: syokokanko@city.yawatahama.ehime.jp

注意事項

-  50万円以上の財産は**処分制限**があります
-  帳簿書類は**5年間保管**してください
-  内容変更・中止は必ず**事前承認**を